

# 第4回道州制推進道民会議

日 時 平成18年9月13日(水) 13:30～15:30

場 所 北海道庁3階 知事会議室

○太田部長：

知事がちょっと所用がございまして若干遅れますけれども、定刻となりましたので、ただいまから第4回目の道州制推進道民会議を開催させていただきたいと思っております。

また今日は皆様方大変お忙しい中を、このようにお集まりをいただきましてありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます企画振興部長の太田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますけれども、午後3時半までをめぐりまして予定をしておりますので、よろしくお願いいたしますと存じます。

なお、この会議でございますけれども、道の規定によりまして公開の扱いといたします。道庁及び各支庁のロビーのテレビでこの模様を放送いたしますとともに、9月21日から1カ月間、道のホームページ上で映像の配信を行うことにしておりますので、よろしくお願いいたします申し上げます。

それでは、会議に先立って、私の方から委員の皆様方を順にご紹介させていただきたいと存じます。なお、恐縮でございますけれども、お席は五十音順ということにさせていただきますので、お許しをいただきたいと思います。

まず、北海道観光連盟副会長の稲村健藏委員でございます。

○稲村委員：

どうぞよろしくお願いいたします。

○太田部長：

北海道大学大学院経済学研究科長の井上久志委員でございます。

○井上委員：

井上でございます。よろしくお願いいたします。

○太田部長：

奈井江町長の北良治委員でございます。

○北委員：

よろしくお願いいたします。

○太田部長：

次に、地域づくりネットワーク北海道連絡会議副会長の谷一之委員でございます。

○谷委員：

こんにちは。よろしくお願いいたします。

○太田部長：

北海道女性団体連絡協議会会長の中田和子委員でございます。

○中田委員：

よろしくお願いいたします。

○太田部長：

NPO地域生活支援ネットワークサロン事務局代表の日置真世委員でございます。

○日置委員：

よろしくお願いします。

○太田部長：

北海道経済連合会会長の南山英雄委員でございます。

○南山委員：

南山です。よろしくお願いします。

○太田部長：

北海道スローフード・フレンズ帯広リーダーの湯浅優子委員でございます。

○湯浅委員：

よろしくお願いします。

○太田部長：

最後に、日本青年会議所北海道地区協議会会長の渡邊武志委員でございます。

○渡邊委員：

よろしくお願いいたします。

○太田部長：

なお、本日は所用によりまして、北海道総合研究調査会常務理事の五十嵐智嘉子委員、それから札幌市長の上田文雄委員、北見市長の神田孝次委員、北海道農業協同組合中央会副会長の飛田稔章委員、北海道大学公共政策大学院助教授の山崎幹根委員がそれぞれご欠席をされておりますので、ご報告させていただきます。

本日の議題でございますけれども、お配りした次第でございますけれども、本年5月に国会に上程されました道州制特区推進法の早期成立をにらみまして、推進法に基づいて第2弾、第3弾の提案をする上で、どのように道民議論を喚起していくかということが1点でございます。

2点目でございますけれども、日置委員よりご提案のございました「道州制の芽発見事業」これについて、今後どのように進めていくのかということでございます。

3点目といたしまして、委員の皆様方のご協力のもとに開催いたしました地域意見交換会も含めまして、道民会議のこれまでの議論を道民の方々にどのように発信をしていくのか、この3点についてご議論していただきたいと考えてございまして、本日の会議を設定させていただいたところでございます。

三つの議題につきましては、委員の皆様には既に概要をお知らせしているところでございますが、改めまして事務局から簡単にご説明をさせていただいた後で、知事、山本副知事も交えて意見交換をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、暑うございますので、もしよろしければ背広を脱いで、あるいはネクタイを外してご議論をいただければというふうに思います。

まず初めに、事務局の地域主権局参事の出光からご報告を申し上げます。

#### ○出光参事:

事務局、地域主権局の出光でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料に沿いまして、本日の議題につきまして簡単にご説明をさせていただきます。恐縮でございますが、まずお手元の資料1をご覧いただきたいと存じます。

資料1は、道民会議のこれまでの経過を振り返って整理したものでございます。昨年6月に第1回の会議を持たせていただきまして、第2回では分科会形式でさらに議論を重ね、道民議論で深めるべき論点を整理させていただきました。この論点は、今年の3月に案を公表いたしました地域主権型社会のモデル構想、この中にも盛り込みまして、道民の皆様との議論を目下重ねているところでございます。

また、第3回の会議では、委員の皆様から我々も外に出て道民と直接対話しようのご発言がございまして、早速5月の函館開催を皮切りに、これまで4カ所で地域意見交換会を開催してきたところでございます。あと、さらに2カ所、十勝管内と網走管内を予定しておりまして、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げたいと存じます。

また、後ほどご説明いたしますが、日置委員から道民参加の新しい事業についてご提案がございまして、7月と8月の2回にわたりまして、道民会議委員有志の方々とワークショップ形式で事業内容を詰めてきたところでございます。このほか道民会議のご提言をもとに立ち上げた事業といたしまして、道州制研究サポート事業がございまして、これまで延べ8回にわたりまして、大学の講義ですとかゼミの場で学生の皆さんに道州制についてご説明をし、意見を交換してきたところでございます。

このように、これまでの道民会議では、まさに道民会議という名のとおり、道民とどう向き合い、道民からどうわき上がるものとして北海道の自立を図っていくかが議論されてきたのではないかと、また具体的なご提言がなされてきたのではないかとというふう

に受けとめております。

そこで、次の資料2をご覧いただきたいと存じます。

資料2は、議題の第1番目に関するものでございます。去る5月19日に道州制特区推進法が国会に上程されまして、現在、継続審議となっているところでございます。この推進法によりまして、北海道が国に対して権限移譲や規制緩和に関する第2弾、第3弾の提案を行い、そして実現していく全く新しい仕組みができるということで、道としてもこの早期成立に向けて大変大きく期待をしているところでございます。そこで、この法案の成立をにらみまして、第2弾、第3弾の提案を道民議論の中でどのように組み立てていくかという検討に着手したところでございます。その中で、まずできるだけ幅広い道民の皆様、そして経済界、市町村などからたくさんのアイデアやご意見をいただきたいというふうに思っておりますし、そして、集まったアイデアにつきましては、例えば規制緩和などについては、案件によっては賛成の方もいらっしゃるれば反対の方もいら

っしやると思いますので、それをオープンな形で賛否両論を出して、道民参加のもとに議論を深めていくと、そういうステージを持つてはどうだろうかと考えております。そうしたまず第1ステージとして、広くアイデアを募集し、そして第2ステージとして、オープンな場で賛否両論を含めて議論をする。そして、国に対する第2弾、第3弾の提案をまとめていく。そういう一連の仕組みを条例できちっと設置してはどうかということ、今検討しているところでございます。

道といたしましては、まだ検討に着手したばかりでございますので、私どもにもまだそれ以上の具体的な詰まったものがあるわけではございませんが、まずは道民会議の中で、第2弾、第3弾の提案を検討していくこの道民参加の仕組みのあり方につきまして、まず委員の皆様のご意見を賜りたいというのが、本日の議題の第1番目でございます。

続きまして、その下の資料3をご覧くださいと存じます。

資料3は、議題の2番目にかかわるものでございまして、日置委員からご提案のあったものでございます。詳しくは後ほど日置委員からご説明をお願いしたいと存じますが、その趣旨を簡単に申し上げますと、地域のことは地域が決めるという地域主権型社会をつくっていくというのは、行政がただ上からおろしていても限界があるだろうと。むしろ住民の中からわき上がるようにしていくことが重要だろう。住民自身が地域の課題を考え、住民ができることは住民が行い、行政につなぐものは上手につなぎ、そして制度の改正が必要なものは道州制特区などを活用していく。そういう活動をお手伝いしていく人材を養成してはどうかという事業のご提案でございます。

日置委員からのご提案を受けて、有志委員の皆様で2回のワークショップを開いて検討していただいたところでございます。私どもとしましても、道民会議の委員からご提案のあった企画に基づいて事業化するという点で、是非前向きに取り組みたいと思っておりますし、また、道州制といたしますと、ともすれば国と道の関係に限定されるかのようにより誤解されがちでございますけれども、道が考える道州制、最終的な到達点としては、地域のコミュニティをいかに再生して住民の活動を高めていくかというところにたどり着くと考えておりますので、この意味でも、コミュニティ再生のための重要な方策の一つになり得るのではないかと期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、詳細は後ほど日置委員にご説明をお願いいたしますが、この事業の組み立てや実施に向けた方法論につきましてご議論をお願いするのが、本日の議題の2番目でございます。

最後に、資料4をご覧くださいと存じます。

資料4は議題の3番目に関するものでございます。先ほども触れましたが、道州制で目指すのは地域主権型社会でございまして、そのためには行政の中の官から官への分権だけではなくて、官から民への動きも重要であろうと存じております。そのためには、例えば規制緩和などで上から仕組みを変えるというだけではなく、実際にさまざまなチャレンジなど、自立に向けた動きが道民からわき上がるようにしていくことが重要では

ないかと存じます。そうした方策の一つといたしまして、例えば道州制特区の提案募集ですとか、日置委員ご提案の事業を活用していくことなどが考えられますが、さらにこの道民会議自身が道民に呼びかけ、発信していくということもまた、重要ではないかと存じております。道民会議での議論につきましては、本年度中に記録集を取りまとめる予定でございますが、これを単なる事務的な議事録として取りまとめるのではなくて、道民に対するメッセージ性を強く打ち出して、道民の皆様にごこういうことをお考えいただきたい、あるいは、ごこういう行動を起こしていただきたい、ごこういうことを訴えかける記録集として編集してはいかかかと存じております。つきましては、委員有志によりまして編集委員会をつくって内容をご検討いただいておりますが、このことについてご議論をお願いするのが本日の議題の3番目でございます。

以上、三つの議題を一括してご説明させていただきましたが、どうぞよろしくご議論をお願い申し上げます。

以上でございます。

**○太田部長：**

ただいま事務局から、資料1から4に基づきましてそれぞれ説明をさせていただきましたけれども、これらの説明についてのご意見につきましては、後ほどまた皆様方から伺ってまいりたいと思っておりますが、今の説明の中で特に確認しておくべき内容の面でのご質問があればお受けしたいと思っております。

**○北委員：**

僕、見落としているかもしれませんが、地域意見交換会のことですが、岩見沢は私出席したのですが、この主だった発言要項だとか内容等についてはこの中に記載されているのですか。

**○出光参事：**

4回分の議事録につきましては、今テープ起こしをしているところでございまして、申しわけございません。

**○北委員：**

どんな意見が出ていたかということが、ちょっと興味深かったので……。

**○出光参事：**

それでは、簡単にランダムにご紹介いたしますと、例えば、函館会場では分権というのは大事だけれども、本当に財源も一緒についてくるだろうか、その担保をどう取るのかというご意見、ご懸念がございました。私どもとしては、今回法案がきちりできると、その中で財源措置もきちり規定されている、まさに担保とするためにこの法案があるのではないかとということで、どうぞご理解をということでご説明したところでございます。

それから、岩見沢会場はご存じのとおりで、例えば福祉の問題について、この分権によってどういう展望が持てるのかという、総合的な体系というのをもっと深めるべきで

はないかというご意見もございました。

第3回目の釧路会場では、例えば、これから分権といっても北海道経済の再生ということが非常に重要であると。やはり経済対策ということはこの道州制特区、第2弾、第3弾の提案の中でも出していくべきではないかと。例えば農政というものも全国一律になっていて、これはやはり北海道に合わせた仕組みというのを打ち出していったらいいのではないかと、そういうご意見もございました。

それから、4回目の旭川会場では、分権ということになっても、現在でも例えば、身内の方が亡くなったときに役所に手続に行っても、市役所に行ったり、郵便局に行ってみたり、法務局に行ってみたりと、何度も何度もいろいろなところに足を運んでいると。現状においてもそうなのだから、分権になったときにそういったまさに住民に直接接する窓口の業務をきちんと1本化して、住民の利便性が本当に高まるようにすべきではないかと、そういうご意見もございました。まだまだ全部ご紹介し切れませんが、主な点をご紹介させていただきました。

○北委員：

ありがとうございました。

○太田部長：

はい、どうぞ。

○南山委員：

議題1も3も、振り出しに戻っているような感じがします。第2弾、3弾の提案に向けてと書いてありますが、そうすると2弾でやって、3弾のときはまた同じようなことを繰り返してやるのだろうか、さらにもう一つ言えば、全てこういう形で道民から要望のあるものだけを手がけていくのだろうか、それが率直な疑問であります。そういうところも必要ですが、中心ではないだろうと思います。地方の道府県がなぜ道州制に向けた議論をしているかということ、釈迦に説法ですけれども、国と地方の財政問題、あるいは各地域での一極集中化の問題、あるいは地域社会が本当に存在していけるかどうか、崩壊の危機に瀕しているとか、そういう基本的な問題があって、それを今の中央集権の体制、一律の体制では解決できないというところからスタートしているのではないかと思います。

そういう地域の問題は、実情として道民が不都合なこととして色々と感じていると思いますが、この原因は、行政のプロセスのあり方、あるいは基本的な法律に問題があるわけで、プロセスとか法律についてよく知っているのはやはり、それに携わっている行政の方ではないかと思うのです。こういう問題があるから実際の現象として、こういうことが起きているのだということを、両方考えることができるのは行政の方々ではないかと思います。そう考えると、道州制導入について真剣に取り組んでいる地方もある中で、ここにあるようなやり方でカバーしていけるのだろうかというのが、率直な疑問です。

**○太田部長：**

今、南山委員の方から、先ほどの説明に関連して2点ほどご意見ございましたけれども、これからの具体的な各議題についての意見交換にもかかわってくる内容かなというふうに思っておりますが、1点目の2弾、3弾とまた同じ議論をしていくのかというご意見に対しましては、これまでの議論というのは新しい特区法案というのがまだできない段階で、いろいろどういう道州制の特区を進めていくのかという議論をしてきたわけです。まだ成立はしておりませんが、こういう新たな提案の仕組みがこの法案の中に組み込まれて、提案をしていけるシステムができ上がっていると。それを活用していろいろ特区、権限移譲を進めていくべきものについて、これは行政はもちろんですけれども、しかし具体的に地域で生活をされている道民の方々の具体的な意見・要望を吸い上げて、特区の第2弾、第3弾の権限移譲につなげていこうというのが、今回のご説明、議題のテーマとさせていただいているというふうに私ども考えております。

道民の要望だけということではなくて、当然、行政のプロセスを知っている私どもも行政の立場からも、十分この権限移譲項目については検討していきますけれども、しかし、経済の活性化といった面での具体的な提案をできるのは、やはり経済界の方もそうでしょうし、地域に密着して生活をされている地域住民の皆様方でもあると思いますので、それは双方向でこういった新たな提案の仕組みを使って権限移譲項目を提案していくということが大事ではないかというふうに私は思っております。

**○南山委員：**

道州制を進める全体の中で、この議題1と3の位置づけが、どういうものなのかがよく分かりません。その辺りをはっきりしてから議論するのが良いのではないかと思います。

それから、第2弾、第3弾というお話がありましたが、道民から意見が出るのはもちろん望ましいことですが、今、仮に沢山出てこないとする、結局は道州制の必要性そのものの理解が道民に進んでいないのではないかと考える必要があると思います。そういう状態の中で、ここでご意見とか工夫をと言われたら、もちろん色々問題意識を持っている方々はいらっしゃるので、何らかの意見は出てくるとは思いますが、「道民全体の」というような形とは少なくとも言えないのではないかと思います。

そうとなると、こういう議論喚起ももちろん必要ですが、これと同時に前のどちらかで、道州制の必要性や道州制導入によって自分たちがどう変わるのか等をよく理解してもらうための活動が、議論喚起と同じかそれ以上に欠かせないのではないかと思います。その辺りはどうなっているのか、という感じがします。

**○太田部長：**

もう既に南山委員のご意見は、議題1のテーマに入っているかと思っておりますので、時間の都合もごございますので……。

**○南山委員：**

そういう思いを非常に強く受けたということでもあります。その辺りを全然はっきりしないで、いくら議論をしても同床異夢の議論になりますので、その辺りきちんと整理してやっていただきたいと思います。

**○太田部長：**

議題の1番目でございます、提案に向けての道民議論の喚起について、いろいろ各委員の皆様方の自由なご意見をいただきたいと思います。

**○渡邊委員：**

今、南山先生のお話にも私も本当に同意をする一人なのですが、まず根本的に今、内閣総理大臣と知事が同じテーブルに着いた中で議論を進められる状況がつかれるという法案が、非常に画期的だというお話を伺っています。であるのであれば、やはり今度は道から地域への権限移譲、財源の移譲という部分を進めていかなければ、北海道の市町村の将来はもう明確にないという状況、せっぱ詰まっている段階において、今度は知事と各市町村長が同じテーブルに着いて、自分たちの地域のビジョンの姿というものを早急に、行政と民が交わった会議のテーブルにおいて、その町のビジョンを示す。それで、そのビジョン達成のためにどういう財源、どういう法律、どういう条例が必要か、それが今の状況と比べてどうなのかということを見守りながら、そのために道州制という大もとの、根本の法律を使いながら、自分たちの地域ビジョン、生き残り、活性に向けての具体策を実行していくという姿が、本来この道州制、北海道においてこの特区法案の中で示されないと、道民会議や道庁の地域主権局がいくら頑張っても、結果的には各市町村でそういうものを立ち上げていかなければなかなか全道には波及しないし、道民の意識も変わっていかないのではないかというような気がしています。

なぜそこで行政かと。民へ民へという議論が先行していますけれども、やっぱり法律や仕組みに詳しいのは行政の方だと思いますし、ましてやその行政の長である人は民主主義において民から選ばれた方でありますから、いろいろな利害関係がある中でも民主主義によって選ばれた首長が最終的な決断をするというプロセスがなければ、すべてそれ以外の、民主主義によって選ばれた首長が議長になっていない限り、どの方がやっても、議会議員さんがやろうが民間のNPOさん、団体の代表さんがやろうが、すべて利害関係の中で結果的にはつぶされていってしまうのではないかという気がしています。

そういう意味で、唯一その会議なりビジョンづくりにおいて先頭を切るのは、やはり民主主義で選ばれた方なのだろうという気がしておりますから、そういう大もとの仕組みづくりというものがまず第一にないと、非常にこの道州制の議論も難しいのかなという気がしております。

以上です。

**○稲村委員：**

今の南山さんの話に関連しますが、先日、旭川で道州制分科会を開催した後、観光関連の打ち合わせで5カ町村を訪問しました。その際に道州制の話についても町長さんや

企画の担当の方や観光の担当の方と議論いたしました。東川町の松岡町長さんは道州制に賛同し、深い理解を示しておりました。私にとっても勉強になるぐらいにいろいろな資料を取り寄せてみんな勉強しておりました。残念ながらあと四つの市町村は、町長さん自身が、「本当に道州制は可能なのか？」という感じでまず企画の人たちが、「この本を読みましたか？」と聞いたら、まだ読んでいないとある町の担当の方などは言うのです。私が「今あなた方が勉強しなければ町民が困るでしょう」と言ったら、急に顔色変わっていましたが、隣の町の話とか道庁の話みたいな物の考え方をしている市町村が結構ありました。「道州制は地震のようなものでいつになるかわからないから今対策を立てる必要はない。」というみたいな感じなのです。「では、現状でいいの？」と言ったら、「何とか切り抜けているけど、将来展望が見えてこない。」とそういう話をするのです。私もこうやって道の委員としてやっていますけれども、地域の市町村も同じように道州制の勉強会、地域住民に知ってもらおうという意味の勉強会を立ち上げて、やはりきちんと一緒に勉強していくような姿勢を示す必要があると思います。道州制はつまるところ地域の在り方が問われているからです。

私は、町長さん方に話しました。「こんなことではおたくの町、困るのではないのですか。一緒に勉強しましょうよ」と言ったら、「道で言ってくれないかな。」と言うのですよ。要するに、頭の中では理解していても、町長さん自身もこの本読んでいません。知事の講演を、ああそうなのか、と聞いていた。それで町の部局におろしているかと言ったら、おろしていないところが多かったです。五カ町村しか行っていませんけれども。

私がそのとき感じたのは、道と国が一生懸命になって道州制を進める上で北海道を特区として実験をしようとしている。そしてそれは将来の北海道のありようというものを決めていこうと、みんなでつくろうよということを言っているわけです。実行していくには、道だけでなく、やはり市町村も一緒に参加して道州制検討会議だけでなく勉強会でもいいですから立ち上げる必要があると強く感じます。各業界の人が集まってみずから発信したり、論議をするようなテーブルが一つあって、そこにその町の行政の関係者が入って、この勉強会と一緒にやっていくような……。そうすると道と市町村のすり合わせというのも非常によく、道民も身近に受け止めることになると思えました。現実には5カ町を巡ってみて、実際にやっているのは1カ町だけだった、東川町は本当に勉強しています。

他の町村にも熱意を持っていただきたい。支庁の人に聞いたら、「その辺がまだ勉強してもらってなくて困っているのだよね」というふうに言っていました。話題になるかどうかわかりませんが、一つの方法としてそういうことをみんなで話し合うラウンドテーブルのようなものの必要性を感じています。

#### ○太田部長:

今、知事、出席させていただいておりますけれども、もう既に議題1に議論が入っているのかなという感じを持っているのですが、今、稲村委員がおっしゃったよう

に、この道州制特区構想を推進しているのは、必ずしも国、道だけではなくて市町村も一緒になってやっていくべきではないかというのは、それはまさにおっしゃるとおりなので、国からの権限をまずは都道府県、北海道に移譲していただくというのがこの北海道道州制特区構想でございますので、まず国から権限を移譲させていただくこと。並行して、道は道でいわゆる事務事業の市町村への権限移譲方針というのを既につくって、かなりの移譲項目を市町村のご要望にお応えする形で移譲してきている。その二つを並行しながら、やはり議論を進めていかなければならないのかなというふうに私は受けとめております。

それから、南山委員さんは、まず行政がプロであるので、道民からの意見を聞くのも大事なわけけれども、まずは行政で具体的に、例えば経済活性化に向けた権限移譲を国から受けるのであれば、そういったものを道からむしろ道民なり地域に発信していくべきでないか、そういうご意見でしたね。

**○南山委員：**

道だけとは言っていません。皆さんの意見を聞いてというだけでは進まないだろうということです。それは幾つか理由はありますが、その一つは先ほど言ったように、道州制そのものの理解がそれほど進んでいないということです。それから現実に具体的問題に直面している人は、その根源が何であるかはなかなか分からないということを考えると、「皆さんのご意見はいかが？」と言っているだけでは進まないと思います。

道だけではなく市町村を含めた行政が、何らかの議論をするなり、情報を収集するなり、あるいは過去の実例を反省して整理するなりして、こういうものがあってこうやればこうなるからという具体的なものを作って、それから住民の皆さんの意見をもらうのだったら、これはかなり意見が出る可能性がありますけれども、最初から意見をください、というのは相当難しいだろうというのが、率直な思いです。

**○山本副知事：**

道州制及びこの道州制特区推進法案のねらいとするところは、地方分権の推進ということであるので、これは行政に携わる、道もちろんそうでありますけれども、市町村長の皆さんとも、やっぱり十分に理解を深めていただく議論を進めていかなければならないということで、私も今、各支庁の町村会の場に出向いて、本当に膝詰めで議論をさせてもらっております。それで、ある報道関係者のアンケートによると、市長さんは評価していただいているようではありますが、町村長さんが特にこの法案についてはなかなか厳しい評価をしているということもあるので、私どもがねらいとしているところ、私どもが考えているところについて是非理解をいただきたいということで、本当に形式的な議論展開ではなくて、膝詰めでやらせてもらっています。いろんな厳しいご意見も出るのですが、私は4地域でやったのですが、まだ私どもの考えているところについて十分にご理解いただけないという部分があります。だからまずはこの問題については、市町村長さんの問題意識というか、それについて、私どももどうということをお考え

なのかということを引きとめ、そして、私どもの考えているところもきちっと説明していくということが必要なのかと。

そういう意味で今、稲村委員が五つの町村のうち、四つはなかなかご理解されていないというお話もありましたので、まだまだこれからまずは市町村長さんと本当に忌憚のないご意見をちょうだいしながら、この問題を進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

それで冒頭、南山委員の方からお話のあった、私どもが道民の皆さんからの意見だけを待って、次なる提案を構築していくというようなことではなくて、道州制及び道州制特区推進法というのは、北海道の将来、北海道の自治のあり方を変えていく話でありますから、北海道だけが旗を振っても実際なかなか議論が進まないということがあるので、まずは地域に入って地域の皆様の忌憚のないご意見を吸い上げて、そしてそれを参考にしながら、権限移譲の次なる提案というものを考えていきたいという趣旨であります。ですから、私どもの方で万策尽きて皆様から意見をいただくということではなくて、もちろん道庁は道庁という組織を挙げて問題提起をしていきたいと思っていますし、それについては各地域の本当の率直な生の声といいますか、そういうものを吸い上げて、そして次の提案に向けた参考にしていきたいという、そういう思いであります。そこはご理解いただければと思います。

#### ○北委員：

私の考えとしては、今皆さんが出されたことにみんな含まれているのですが、これまでは道民会議や地域意見交換会等によって、地域主権的社会の構築に向けた基本的な考えを示しながら、権限・財源の移譲に向けた国との攻防を、簡単に言えば、知事を先頭として行ってきた。その中で、8項目にわたっていわゆる道州制特区をつくる計画ということで出されてきたわけです。この8項目の中で簡単に言いますと、調理師養成施設の指定だとか、開発道路にかかる直轄事業だとか、2級河川にかかる直轄事業とありますけれども、実際問題として先ほどから話ありますように、中央集権を分権化してどう道民が分権を実感できるかと、このことがまだ不明確な面があるのではないかなというふうに私なりに思います。

そこで、今後の課題と、さきの道民議論をどう喚起したらいいかというのが今回の議題の最初でございますけれども、生活の変化だとか時代の潮流を感じとるものが一番必要でないかと、こういうように思います。私のところの事例で申し上げるのは失礼だと思うのですが、その中で前からお話しておりますように、いわゆる道道の維持・除雪を町にモデル委託してもらおうと、このことでもう話し合いが具体的に詰められておまして、道の理解をいただきながら来年の4月以降にしましょうということに町との話し合いが基本的に整っておりまして、町民にも町政懇談会等を開きながら説明をしてきました。これはやっぱり深い関心があります。自分たちとのかかわりが非常に深い。ですから、例えば本当に必要な、無駄のない維持管理をするだとか、あるいは除排雪の対応にも町

道、道道きちっと一貫性が持てる、こういったことで非常に評価が高い。先ほどもお話ありましたように、権限だけくれて財源をどうするかという話も相当出ておりましたが、実際はそれもセットで来るのですよと。そのまま来るのですよと。皆さん納得されております。ですから、そういう意味で身近なところに権限が移されて、自分で判断し、決定し、参加することがその中でできると。

私どもの除雪も、地域地域によってそれぞれ住民参加の中で除排雪をやったので、非常に効率的、合理的にやっております。7、8年前ぐらいは町の担当課がプランをつくって、町民のニーズは聞いていると言いながらも、それに基づいてやっていたのです。しかし、それが非常に効率的になって、しかもお金が比較的かからなくなった。今この厳しい時代においてこのことが本当の意味の分権でないかと。そして、自分たちのニーズとマッチングさせるということで、私どもは今もう既にこのことをやっております。

それから、医療の連携ということで、センター病院と連携させていただいております。今、医師の関係も非常にスムーズにいています。この中でも、この面は権限を移譲してくれればいいな、あるいはこの面は話し合いの中でできないかなという面もあります。特に北海道は、きょう企画振興部長もおられますけれども、一体になって私どもの地域医療の充実をどうするか、医師が不足して大変な状況、過疎になればなるほどそういう状況の中でありませけれども、これらもセンター病院を中心としてどう医師を連携していくか。例えば臨床研修医を今出しているところ、これは将来にわたっていいことです。非常にいいことですが、今当面どうするか、本当に困っているのです。先日も大きく新聞に扱われておりましたが、都市近辺でも医師の不足、深刻な問題だと。これらの問題にも、センター病院を中心として権限、規制緩和、それと連携をどう深めて広めていくかということで住民生活が大きく変わるのです。それと同時にやはり財源をどういう、医療の分野は非常に難しい面がありますけれども、しかし、やれるところは相当やれるだろう、私はそう思っております。

それからもう一つ、簡単な例を申し上げますと、パスポートなど発行する業務です。これも私ども主張して権限移譲させていただいて、わかりやすく言いますと、砂川市でこれを受けていただいた。そうすると、ある程度お金かかるのです、それに。設備だけで150万か200万ぐらいかかる。そうするとどのくらい外国に行く人いるのだと、2万人の中には結構いると。8,000人、3,000人、5,000人ですと、本当にそれだけのお金かけていいのだろうか。住民の便ということを考えれば、支庁まで行くということは大変なことですからいいのですが、それであるならば、砂川市の近隣市全部それはできないかと。このことに対するやはり規制緩和的なものを、あるいは広域的なことをきちっとやれば、これは生活にもすごいプラスになる。もう10分か15分で行ってしまうのですから。そして、お金も集中的にそれでやれる。1市町村独自にやれない。

そして、子育てなんかでも、今非常に困っているのです。いろいろな面でどういう支援策をするか、これらについても私の側から保育所を今度民間と含めて、できるだけお

金のかからないようにして、皆さんのニーズに合ったものをつくっていくか。今、総合老人ホームの中に保育所的な子育てセンターみたいなものをつくっているのです。そうすると相乗効果がありまして、あれも許可受けるのに大変だったのです、規制がありまして。その中に小さい子供さんたちが来ると、お年寄りが喜ぶのです、子供ばかりでなく。目の色を変えると。こういった一体的なことも含めて、道州制の流れの中で、先ほども言いましたように、国から道に受ける。今度は道内分権、市町村との話し合いができる。こういうやはり多様なニーズに対応するさまざまな展開が身近な例としてできてくるのではないかな。私はたくさんあるのですが、一人だけ話していると申しわけありませんので、その身近な例としてちょっと申し上げましたけれども、私の意見を申し上げておきたいと思います。ですから、道民喚起という議題でございますけれども、やはり道民が分権を実感できるもの、これをきちっとポイントを押さえてやるべきではないかと、私は思います。

#### ○高橋知事：

おっしゃるとおりでありまして、道民議論をいかに喚起するかということは、逆に言えば、それほど今道民議論が十分ではないということの裏腹の議論でございますので、そういった中で、北委員がおっしゃられたとおり、除排雪というのはやっぱり北海道にとって最もわかりやすい事例の一つだと思いますし、道路管理の問題も含めて、やはり身近な事例を積み重ねていくと。そのためには、さっき南山委員のおっしゃったのはそのとおりだと思うのですが、道民の方々一般に、私どももよく道民対話をやる時には、皆様方が主役で、ご意見をいただいて、という言い方をするのですが、やはりそうはいつでも我々行政が、それは道であり市町村が案を出すという意味でのイニシアチブは、やっぱりとっていかねばならない。その中で、奈井江町さん、あるいは奈井江町を中心とする空知の地域の方々から、こういう権限移譲のご提案をいただいて、我々道からこういうことを、それも財源つきでやるという例の積み重ねがあれば、さっき山本副知事の方から申し上げた、広い道内では必ずしも十分理解をしておられない自治体もある中で、「あっ、あんないいことだったらおれたちもやるか」というふうな、好循環になってくる一つのきっかけになってくるのではないかなというふうに思ったところでございます。

ついでに、もうちょっとお話しさせていただきますと、遅れて申しわけございませんでした。ちょっと面会が押したのと、議会の答弁の関係がございまして失礼をいたしました。

実は一昨日、東京へまいりましたときに、道州制の特区法案に限らず、道州制全般の今後の進め方なり考え方についてどうするかということ、知事会の麻生会長を初めとして、特別委員会の和歌山県の知事初め、私も含めて何人かでフリーディスカッションのようなことをしまして、実は全国でもなかなかこの道州制というのは何だというのがよくわからない部分もあるし、国民の関心がいまひとつのところがあるし、知事の間で

も絶対反対と言っておられる兵庫県の知事とか富山県の知事とかおられて、必ずしも意見の一致を知事会の中ですら見ていない状況にあると。そういった中で、今後、総理になる道が一番近いかなと、巷言われている安倍官房長官が、道州制ビジョンを3年以内につくるということを明言しておられるのです。

そういった中で、国主導でどんどん物事が進んでいくと、国の中あるいは国会議員の中には、あるいは一部学者の中には、道州制というのは国の出先機関としての位置づけだという、中央集権をさらに地方に広げていくという意味での道州制を展開しておられる方々もいるのです。そっちの方にイニシアチブをとられてしまうと、やはりこの道州制という議論は地方分権のために、我々地域のためにやっていくのだということを地方がしっかりと声を上げていかないと、乗り遅れてしまうという危機感の議論もありまして、知事会では引き続き議論をしていくということにしたわけでありましてけれども、やはりこの道州制ということが地方のためになるのだ、それも道州制というネーミング自身にまたちょっと問題があるのかもしれないけれども、都道府県合併して広域自治体をつくるというのは道州制の究極目標でも何でもなくて、むしろこの道州制と我々が一言で言っている制度の中で、主役は市町村なのですよね。その部分が、この道州制という概念の中ではちょっとニュアンスとしては出づらな部分もあるわけでありましてけれども、是非そういった市町村が主役で、それを補完する意味での道州、そしてそれを補完する国という、その国と地方との権限分担論などについても、地方の立場からもっと発信をして、「もっとやれ」という国民運動が起こってくる必要があるのではないかなと。そのために我々都道府県あるいは市町村にも、心を一にして動いてほしいというふうな議論もしたわけでありまして、その意味で我々道では、道民議論をいかに喚起するかということに結局帰着いたします。やはり身近な事例を一つ一つ積み重ねて、道州制というのはこういうすばらしいことなのだ。そして、道は特に独立論というのがありますよね。北海道はこれだけ緑も豊かだし、食料もたくさんあるので、独立したっていいじゃないかと。それをある程度制度的に担保できる仕組みがこの道州制。特に特区というのは、すぐに乗れるのは北海道だけありますので、そういうふうな議論喚起を我々道も、そして市町村の皆様方、そしてこの道民会議の皆様方と連携しながら道民の方々に展開していきたいなと、このように思っております。

#### ○南山委員：

今の話に関連して。道州制は皆さんになかなか理解されがたいところがあるというのはそのとおりで、私もそれが一番心配なのです。道州制を進めるに当たって、なぜ必要なのかということです。それは知事もよくおっしゃっていますけれども、これは知事だけではなくて、先ほどから出ている市町村の皆さんとか、地元の皆さんと話をして、いろいろ問題意識を聞いたりするときでも、その責めに当たる人は必ずそれをきちんと自覚というか理解した上で、それをまずスタートにして、そこから話を始めていただかないといけないのではないかと思います。私が一番懸念しているのは、道州制は何か良く

なることばかりで、そのためにやるのだというように理解されるとすると、なぜ道州制が必要かということを経験したことにはならないだろうということです。今の段階で道州制というのは、「国も地方も困っている、そういう中で我々はどうやって生き続けるのか、しかし今のシステムではどうも無理だ」というところから必要性が出ているわけで、やはりそのところを言わざるを得ないし、理解してもらえないのではないかと思います。

要するに、「より良くなるというのは将来あるかもしれないけれども、とりあえずはまず、さらに悪くならないように、今ある資源をこう使って、こうしなければならない。そして、将来、工夫と努力次第でより良くなっていくのだ。そのために絶対やらなければならないことなのだ。」と、その辺のところを繰り返して、どうしても理解してもらわなければならないと思います。

知事は一生懸命やっておられますけれども、そういうことを知事だけではなくて、色々な例を示しながら議論をして、意見をいただくというようにしなければ、「いい話ばかりでないのだったら、道州制はもういいや」ということになってしまうので、そのところだけは十分考えて当たらなければならないのではないかと思います。

#### ○北委員：

南山さんのおっしゃったことはそのとおりだと思いますが、やはり住民の最も近いところに権限と財源を置くことによって、結果としてそれが大変効率もいいし、この厳しい財政状況にも対応できると、こういうことが言えるのではないかなと思います。そこで、先ほど来話ありますように、2,000項目を道は市町村に示したのですが、私どもの道路管理については入っていませんでした。ですから、大切な部門を入れていただいたということ、これは特に地域主権室には大変努力していただいた。最後、知事が判断していただいたのだと思いますが、いずれにいたしましても、道の基本計画も必要ですが、同時に地域からの声も必要。こういうことを是非、ということがあれば、その中にきちっと参加できるものがあるのではないかと、こういう思いもします。

#### ○井上委員：

あまり頭がよくないものですから、議論の整理がつかないのですが、ちょっと今までに出た意見を踏まえながら、私の意見を述べさせていただきます。

今行われている議題というのは、道民議論の喚起についてということだろうと思うのです。それで、これはきょうの議論が少なくとも事務局なりが意図している形で進んでいないのだったとしたら、要するに少なくとも議題1で何を話すのかというところが明確に伝わらないまま、最初に「全体として意見ないですか」というふうに始まって、二、三の意見が出てきたら、もう既に1に入っていますということが議長から言われたのですが、そのあたりのところ、やはりきちんと明確にさせていただかないと議論がかみ合っ

て進んでいかないのではないかと、こういうふうに思うのです。

まず、私の意見は、1点は、資料で配付されているように、道州制特区推進法案とい

うのが5月でしたか、上程されて、継続審議のままこの秋の国会で成立するのかどうかというふうに議論されている。一番大事なことは、これは去年の6月9日に第1回目の道州制推進道民会議というのが開かれているわけですから、若干中だるみの感じが、夏休みの間私の中であったのですが、ないように、やはりこれまでの議論を踏まえて、1歩でも前に前に進んでいくような議論の筋道あるいは議事の筋道というのを立てていく必要が私はあるのではないかと。そういうことで考えると、おおよそ1年たった段階で、議論の筋道の立て方として、やはり根本に帰って、何がこれまでの1年間の間達成できて、何が達成できなかったのか、今後どういうふうに基本的に決められていた道州制推進道民会議の目的に沿った議論ができるのか、目的が達成できるのかということのいわば巻き直しを、巻き直しというのは意味が強うございますけれども、する必要があるのではないかとこのように思っています。

それで、あと2番目に、「道州制推進道民会議」というふうになった。これは第1回目のときも、私は高橋知事がこういう形で、「道州制推進会議」ではなくて「道民」というものを入れられたということ、私は非常に高く評価したのです。それで、この名称もさることながら、これまでの道州制をめぐる道内の議論の中で行われなかった、例えば地域の意見の交換会だとか、あるいは実際に幾つかの提案というものを国に向かってやったということは、やっぱり画期的なことだったと思うのです。ただ、問題は、先ほどから出ているように、道民の皆様方がこのことをどれほど理解し、そしてどれほど賛同し、どこが不満なのかということが、明確に今の時点で押さえられているのですか、ということなのです。私はこのあたりのことはかなり進んだつもりでいたのですが、先ほどから南山委員、その他の委員がお出しになっているように、あるいは稲村委員もおっしゃいましたけれども、一部の人は一生懸命やっていると、一部の人はほとんどやっていないと。結局、我々は努力した、道庁の職員の皆様たち一生懸命やられた。しかしそれがなぜ、道内を担う一人一人のところに伝わっていないのかということ、私はやはり再検討する必要があるのだろうと思うのです。再検討する必要があるというのは、道州制推進道民会議がもともと何を目的にしていたのか、どこまでやろうとしていたのかということに照らし合わせて、現在の状況というのは当初予期していたような形で進んでいるのかどうかということ、私はむしろ教えていただきたいと思うのです。

それで、あと話が若干ありますが、ここにきょうの進め方が、といったふうに言ったことはこういうことなのです。例えば、ほかのところでもまた議論になるのだと思いますが、例えば地域での意見交換会やりました、という話があった。しかし、この4カ所でやった議論というのが、道民の皆様方はもちろん、もちろんいいというわけではないから、もちろんだめなのだけれども、の皆さん方を初めとして、この委員の中ですら、今エッセンスの部分だけポンポンと1カ所1行ずつぐらいの形で出てくる以外は、我々は周知されていないのです。つまり何が起きているかということの意見を共有していない。それがまた集まってくるので、結局私にしてみれば、いつも議論が振り出しに戻っ

て、振り出しに戻ってという形になるのです。片方では具体論を出される委員の方がおられる、片方はもう少し理念論を出される委員の方がいる、こういう形では多分進んでいかないのではないか。

それで、私の最後の3番目のところなのですけれども、要するに各地域でやったことというのは要点でいいから、やはり委員には配るべきではないか。あるいは道のホームページに載せるべきではないか。これはやはり決定的な問題であろうというふうに私は思うのです。

あとは原点に戻りますが、道州制推進道民会議でこれから例えば1年間の間、もう任期は1年ないと思うのですが、何をどこまでやっていくのかということをもう一度改めてやって、それを実現するための戦術や戦略というのをどうやってしていくのかということ、はっきりする必要があるのではないか。

私は今日来たのは、この資料2の丸が2番目についているところで、むしろ道として道州制特区推進条例、ここに私はこだわるわけではないのですが、第2弾、第3弾の提案に向けてどういうふうに行っていくかという具体的な戦術や戦略を議論するのだからと思ってここに来たわけです。しかしもう1時間たったのですけれども、そこが多分出ていないのだからと思うのです、直接的には。ですから、それとあと一つだけつけ加えておきます。やっぱりメディアの人を抱え込んでメディアとどう向き合っていくのか。道民とそしてここでやっているようなこととの間に入ってくるのは、津々浦々までということになると、メディアの人に協力してもらわないといけないわけです。あるいは、何が悪いということで批判してもらってもいいけれども、やはりここでこういう議論が行われているということをやっぱり報道してもらわないといけない。報道がないというのは報道する価値がないのかどうかかわからないけれども、やはりそのあたりのところをじっくり向き合っただけでどうするかということを考える必要が、多分あるのではないか。

長くなりましたけれども、これでやめます。

#### ○太田部長:

ちょっと司会進行の立場から、今、井上委員からご批判いただいたわけでございますけれども、議論の進め方の点につきましては、冒頭、確かに具体的に議案1からまいりますというご説明をしないまま、何人かの委員さんからご発言いただいた中で、議論が議題の1に関わってのご発言というふうを受けとめまして、そのまま議題1の議論に進めさせていただいたことにつきましては、申しわけないと思っております。

議題1で行きますと、この道民会議の意義というか、どこまでやっているのか、やればいいのかというお話の件につきましては、これは道民会議のもともとの設置の趣旨が、会議自体のいろいろな議論が道民への発信となると、そしてあわせて道内における道州制等の議論の活発化を目指す、こういう会議として設置をされている。ですから、地域意見交換会において委員さんにもご出席をいただいて、いろいろ地域の方々と意見交換をしていただくというのが、まさに地域への発信、道州制の議論の活発化を促すという

形でいろいろご努力をいただいたということでございます。

それから、地域における意見交換の要点をホームページに載せるべきではないかというところについては、実は議題3番目で、「道民への発信」の中でまた具体的に議論をさせていただきたいと思っておりますので、そこはご了承いただきたいと思っております。

その他、この議題1について、中田委員、何かご意見ございませんか。

**○中田委員：**

私の感想なのですが、例えばどういうものがこれから特区になったりという、その条件そのものが住民にすればわからないです。これから道州制になったとき、こうなるのだよ、という姿が見えていないというところに非常に戸惑いがあるかなという気がするのです。

一番簡単な手法としては、行政の中での事業とか特区についていろんな条件が出てくる、そういうものを行政の方から提案していただいて、それでこういうことはこういうふうになるのですよというようなものを提案していただいた方が、住民としては理解しやすいのかなと。それで、ここの部分は住民にやっていただいても構わないでしょうか、住民も一緒にやりませんか、みたいなものがあったらいいのかなと。行政の本当の初歩的な手法というのをもう一度住民に提案していただいた方が、論議の場になるのかなという気はいたします。一般の私たちのような立場の者は、何を話していいのかわからないというのが実態かなと。思いましたので、先ほど稲村先生おっしゃったように、市町村の中の首長さんでさえ理解していないものが、住民が理解していると思えないと、そんな思いもしながら先ほど聞いておりました。

**○稲村委員：**

首長さん全部が理解していないというのではなくて、首長さんはわかっているのです。わかっているのですけれども、それから発信していないということです。だから役所の中がそういう体制になって、積極的に勉強しようというスタイルになっていない。

それから、首長さんにお話をしたら、それを理解して役場の中でそういうことを検討している町としていない町があるということで、これは北さん一番おわかりだと思えますけれども、道州制は、次期首政権がどのようになったとしても重要性は変わりません。

町長さんも今自分に一番身にかかってくることですから、当然自分だけの判断でなくて、議会やそれから職員や地域住民の方とも論議をしなければなりません。

地方でも北見や旭川などで開催されましたが、旭川で開催されたときのメンバーを見ると、私は商工会議所とか観光協会に身を置いています、そういう人間は全然来ていません。市町村の役場の担当者だけがいっぱい来ているのです。そうではなくていろんなジャンルの人にうんと呼びかけて、この渦の中に巻き込んでしまうような戦略というのが必要で、それからこの1年間にやってきたことは決して無駄ではなくて、非常に前向きないい話があるのですから、このエッセンスをきちんと市町村に説明し、理解を求めるという作業が必要でないかと思うのです。

**○中田委員：**

行政だけのものではないのだということを住民に、そして、こういうふうになったら、住民はこういうこともやってもらわなくてはならないというか、そういうことで一緒にやるというものがたくさんふえてくるのですよ、ということも、提案しておいてもらわないと……。

**○稲村委員：**

国のやること、道のやること、市町村の役割が一番骨太で重要ですが、その下にコミュニティとあって、コミュニティと地方市町村が主役なのです、そのところにこのエッセンスを一番やらなければならないわけだから、私は肌で感じたのは、そういう作業を私らも含めてこのメンバーで論議をしていることも、それから道は道庁の職員がわかることも大事だけれども、市町村の人たちがそれ以上に自然的に論議をして、地域と論争していい意見を上げてきたり、これは困るぞと言ってきたりするアクションがあつてしかるべきだと。だから、まずこちらから投げかけてみるべきではないかと思うのです。

**○南山委員：**

議題1についての質問ですが、条例を制定するとありますけれども、条例を作らないと、こういう道民議論の喚起というようなことはなかなか難しいということですか。

**○太田部長：**

条例の制定を通じて、特区法案のシステムを使って第2弾、第3弾の提案を後押ししていくと、そのために特区推進条例を制定していこうということで、今検討しているということです。

**○南山委員：**

特区を実施するには、条例が要ということですか。

**○太田部長：**

必ずしもそういうことではありません。

**○高橋知事：**

経緯からしますと、前回の道議会で、自民党会派から道州制特区推進法案ができて、それを踏まえて道として提案をしていく場合に、いろいろな各界各層の道民の方々のご意見をきっちり聞いていくという手続を踏んでいくためには、やはり条例を制定して対処すべきではないかという、そういうご提案があったのです。それはよく見るといいのではないかと私どもも思いまして、こういった書き方にさせていただいておりますので、もちろん法律に基づく提案に条例が必須ということではございません。

**○南山委員：**

全道各地でということではありませんが、これまでの意見交換会よりも少し議論の範囲を絞った意見交換会を開いて、ここにあるような個人、団体、企業等、そういうところからの意見を集めるのも良いのではないかと思います。対象として例えば、市町村など行政の関係者の集まりもあるでしょうし、町内会やNPO、PTAもあるでしょう。

道庁は、こういった団体や集まりのカテゴリーごとに、それぞれの立場でご苦労されている方々から、意見を聞いていくことを続けていく必要があるのではないかと思います。

産業界にも、商業、農業、漁業とか、いくつかのカテゴリーがありますが、それをどういう形で束ねるのが良いか分かりませんが、苦労している、努力している方々の生の声分かるようなヒアリングあるいはオープンな議論の場というのを、形式ではなく実質的なものとして作っていく必要があるのではないかと思います。

それから、こういった生の声を最後にどうまとめるかということになりますが、大きなカテゴリーごとの専門家の方々が集まった委員会で取りまとめたものを、道民の皆さんにオープンするというプロセスが一つ考えられると思います。もし、やるとすればそういう形が良いと思います。

○太田部長：

ありがとうございます。

○高橋知事：

今の南山委員のご意見、本当に私もそのとおりでなと思ってお伺いしていましたが、道民の方々それぞれの分野ごとにいろいろな業務を展開しておられるわけですけれども、そういった業務、あるいは市民生活一般でもいいのですけれども、そういったことをやっておられる中で不都合がある場合に、あるいはこういう障害がなくなればさらに発展できるなというふうなものがある場合に、ではそれはどういう制度、法律、制令等々の中でこういう制約があるのか、それを取っ払っていこうというふうな議論の積み重ねということが、まず議論の突破口かなと思うのです。そういった制度をどういうふうに変えるかという紙に書く作業、これは行政の仕事、これは市町村であり我々道の仕事になろうかと思うのですけれども、先ほど奈井江町長のおっしゃった除排雪も、みんな縦割りで決まっているわけです、除排雪を実施主体というのは。それを住民の立場からすると、私の住んでいるこの回り、ここをきれいにしてほしいのだという、そういう要請。ではそれを具体的にやるためには、どの制度とどの制度をどういうふうに変えていかななくてはならないのか。そういう議論の積み重ねを個々、個別具体的な分野ごとに、あるいは個別具体的な我々の身の回りの生活に絡まる分野、それぞれについて住民の方々と行政と議論をしながら中身を固めていくと。それを、すごく大きな産業振興の例えば観光分野の振興ということもあるだろうし、また我々の生活の身近な分野のこともあるだろうし、いろんなことが出てくるのではないかなと思うのです。

ただその場合に、どなたかおっしゃいましたが、道州制というのはツールというか手段でありますので、そういったことをやることによる責任の部分は、当然我々が、地元が引き受けざるを得なくなってくる部分。だから、メリット、デメリットというのを十分に比較検討した上で、この権限は例えば道から市町村が持ってくるというし、我々道は国からこの権限をもらってくる、そういうふうな議論の積み重ねになってくるのかなというふうに、この第2弾、第3弾の提案についてのプロセスとしては、私自身として

は念頭に置いております。ただ、いずれにいたしましても、やっぱり素案みたいなものは市町村なり、道なり、我々行政が出していくということになるのではないかなとは思いますが、現実論としては。

**○中田委員：**

ただ、これを押しつけるという感じでなくて、住民からの出た意見も含めてというか、住民というのは結構主役でなくて脇役にいたい人が多いので、その人方を主役にもってくるための手段としていろんな手法があると思うのですけれども、やはり行政の方できちとした説明があって、そして納得できるものであれば、私も主役になるよ、とってくれる立場の人がたくさんいるのではないかなと思っていますので、是非本当に住民から出た意見を中心とした行政のあり方、今までのような行政主導ではなくて、本当の意味で住民と一緒に行動、皆さんどこに行っても協働という言葉をよく使うのですけれども、本当の意味でまだまだそれは浸透している形態ではないと思いますので、そういう意味で協働の作業ということで説明をしていただければ、良いかなと思っています。

**○太田部長：**

ありがとうございました。

まだまだこの議題1の方、冒頭いろいろ、議題1とはっきりしないまま入ってしまっていて、いろいろな議論を巻き起こしまして、大変進行の方申しわけないと思っておりますけれども、さまざまな意見、提案は今いただきました。この議題1で相当時間もとりましたので、とりあえず議題1についてはこの辺で議論を終わらせていただきまして、きょうの2番目の議題でございます。今の議題1に議題2、3もそれぞれかかわりがあると思いますので、引き続きまた議題1にかかわっての議論でも結構でございますけれども、まずは2番目の議題、「道州制の芽発見事業」につきましてでございますけれども、この事業をご提案いただきました日置委員の方から簡単にご説明をいただきまして、その後議論をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○日置委員：**

きょうは役割があったので、最初おとなしくしていたのですけれども、皆さんが1時間半ぐらいろいろお話してくれたおかげで、私の思いつきがさらに際立つ状況に今なったかなと思って、出番を待っていたのです。本当に今皆さんが話されていたようなことを、何とかこの道民会議の中でできることはないかなということで、そんな深く考えたわけではないのですけれども、出光さんのおしゃべりの中で、うまく乗せられて私が提案することになってしまったのですが、やはりそこに原点があるかなと私思うのです。普通のおしゃべり、「こんなのあったらいいね」なんていう話をし出して、出光さんと私の事務所で話をしている、「それいいんじゃないですか、提案してみてください」と、こういう形になって、その後2回有志の方に集まってもらって、いろいろな意見もらったりして発展して、少しいメージができてきたという形になるのですけれども、そういったプロセスを大事にしながらか案したというのが、この私の「道州制の芽発見事業」とい

うもので、簡単にどんなものかというのを説明したいと思います。

趣旨としては、今皆さんが何か閉塞感を持っている、そこを何とかしたいというところなのですけれども、今の議論を聞いていても私が感じるのは、やっぱり何かこの選ばれた人が集まって議論をしていて、そこからおろしていくというか、どう理解してもらおうとか、あと意見はありませんかという雰囲気というのが、ちょっと言い方は乱暴かもしれないですけれども、何か偉そうなのです、道州制が。偉そうな道州制のイメージがあって、この前釧路の意見交換会でもスーツのイメージと私は言ってきたのですけれども、そうではなく、もっと身近なことなんだよということを知る。そのギャップみたいなのをどうにか埋められないかなというのがあって、そこで何か私たち誤解してはいけないのは、道州制を理解してもらう必要というのは、私はあまりないと思っています。こう言うとあれかもしれないですけれども、道州制というのは先ほど知事がおっしゃったように、道具なのです。道具そのものを詳しく知る必要はなくて、それをどう使っていったらいいか、何でその道具が必要かということ、道民なり住民がわかればいいわけであって、ではそれをわかっていないかということ、ふだん生活する中で、いろいろな活動をする中で、本当はわかっているのです、みんな。たくさんの方がこのままでは困るな、ここがこうだったらいいのにな、ということを実感していて、この場でも、道民議論の喚起とかと言いますけれども、あるのですね、もともと住民の中に。それをどう出す場をつくっていくかというのが課題なのではないかというふうに思います。だから、それが皆さんの議論の中でできたのが、この資料3の1枚目の「草の根からの道州制が必要」ということで、今では国がこういうものを提案して、それを道で考えて、道で考えているから、では市町村にも勉強してもらわなければならないとかという流れではなく、もともと住民の中にあるような意識をちゃんと体系化して提案できていくような、そこを仲立ちするような人だったり、場が必要なのではないかという、この1枚目のイメージの図です。

2枚目をめくっていただくと、要はどんな事業かというのはそんなに詳しく決まっていなくていいのですけれども、ただ、ここではコーディネーターという職になっているのですけれども、そのコーディネーターという橋渡し役の人を地方に設置してというか、考える人をつくって、そして本当は住民の中にあるそういう意識から吸い上げて、それって大事だよということをやっていくという、ただそれだけの事業です。これの意味、このコーディネーターを置いて芽を発見するという事業の意義は、住民からの意見を吸い上げるというのが一つ大事な意義なのですけれども、もう一つは先ほどから言っているように、場をつくって会議をやって何か意見を聞く。あとこの前も意見交換会という場をつくって意見を聞くというだけでは限界がどうしてもあるので、それを日常の場の中でいつでも言えるような状況をつくるというのが、もう一つの大きな意味として私は考えています。どうしても、いつ、どこで、こんなことをやりますよと言っても、そこへ出てこれる人はいいのですけれども、出てこれない人も当然いるでしょうし、この前の

意見交換会でも、では「意見ありませんか」とああいう場で聞かれて、「はい」なんて言う人は、ふだんからどこでも意見を言っている人であって、そうではない人は意見が言えないというふうになってしまうので、そうではなく、普通の会話の中からも意見が出せるような仕組みをつくるというのが、もう一つの意義かなというふうに思っています。

3番目の紙で、ではコーディネーターという人はどんな人がやればいいのかということなのですが、ここで皆さんの意見を聞いてまとめたものですが、いろいろな意味で知識が必要だということで、ここにコミュニティビジネスの知識とか住民参加の知識とかというふうになるのですが、知識はそれぞれいろいろな人がいるのでそれほど問わずに、まずいろんな人の話をよく聞いて、それを後ろから背中をトントンと押すような姿勢を持っているとか、あと大事なものは人や情報のネットワークを持っている。もしこれがなければ、コーディネーターが一人で何でもやるというふうにはなりませんので、コーディネーターを中心とした応援部隊みたいなものをつくったり、あと地域のコーディネーター同士が定期的に交流をする、情報交換をするというような仕組みもつくれば、コーディネーターだけではなく、コーディネーターを中心とした一定のチームで、そういった動きをサポートするということができるのではないかと思います。

具体的にどういう仕事をするかという、住民が、これも具体的なイメージまではちょっと話ではできなかったのですが、こういうのというのはやっていくとこういうコーディネーターの動き方もあるよとか、ほかの地域ではこういうふうになっている、という中で、やりながらコーディネーターという精度が高くなっていくのかなと思うのですが、住民のいる場に出て行って一緒に話をするとか、あるところにおいて、そこに訪ねてきて話ができるとか、今行政が市民を巻き込んだいろんな会議をやっていますので、そういう場にアドバイザーでもないし、何かの形で参加して、その議論を聞いて情報を収集するという形で接点をどんどん持って行って、それを情報としてまとめて発信していくというようなことをするのはないかと思います。

4番目は、そのプロセスをイメージとしてつくったもので、まずは地域の中の芽を発見して行って、住民サイドで見ると、それが本当に道州制につながるかどうかというのは、最初の段階ではわからないですね。気がついたら、「それって道州制とかそういう仕組みの問題だったのね」と最後にわかるだけであって、最初から道州制に関係することと言われると、何を言ったらいいかわからないというふうになってしまうので、最初はささいなことでもいいから、さっき知事もおっしゃっていたのですが、不都合だったり、こうなったらいい、というものを見つけて行って、それを1人がただ持っているとか、数人が持っているだけではなくて、みんなで「それはそうだね」と一緒に考える、共有するというプロセスがあって、さらにそれをどういうふうに育てようかということを考えて、実際にはそれが実になる、形になっていく。形になることで、最初に発見したという意義もここで深まるわけです。ふだんから「こうだったらいいね」と

か「これは不都合だよ」と思っても、なかなか実現に結びつく具体的なルートというか、目に見えるものが今まではないので、それがはっきりするようになれば、発見する意義というのがすごく高くなってきて、「じゃ、もっともっと見つけてみよう」とか、「もっともっとやってみよう」という気持ちになると、まさに自分たちが主役であるという意識が高まっていく。いきなり主役なのですよ、と言われてもピンとこないけれども、実際に発想したことで物事が動くという実践を積み重ねることで、主役なのだということを知らないうちに自覚というか、イメージできるというのが必要なというふうに思います。

最後に具体化の方向ということで、この辺までは本当に2回の有志の集まりでも、話は盛り上がったのですけれども、では具体的にという、だれかがやれば、みたいな話になってしまって、とにかく皆さんの共通認識としては、実際にやってみたらいいのではないかと。その中ではいろいろやってみて、うまくいかない部分も出てきたり、ここはこうした方がいいというものはあるだろうけれども、皆さんが出してくれたいろんな意見をもとにやってみて、一つ一つ課題をクリアして、「これはいいね」ということになればそれを道内に広げるとか。最初は、会議の最初から「お金はありませんので、お金のない事業にしてください」と言われたのですけれども、「これならお金もかける意味があるね」というふうになれば多少お金をかける事業にするとか、その辺はまずは、お金をかけなくても、やってみて意義を実証してから、もう少し発展させていくということになるのかなというふうに思います。

すごく感覚的な説明にはなるのですけれども、この感覚的なのが大事なと思うのです。稲村さんもよく、感覚が大事だと、自分は感覚で物を言うと言っていたのですけれども、やっぱり道民レベルでいうと理論はわからないのです。説明されてもわかる人はすごく限られていて、それよりも「道州制ってこういう感じなんだ」という感覚を普及させるというか、感覚を広げていくような役割がコーディネーターかなと思ったので、どんなふうにも効果があるかわからないのですけれども、私の提案としてはそういうものをやってみましょうということです。

以上です。

○太田部長:

はい、ありがとうございます。

今、日置委員の方から、かみしもを着た道州制ではなくて草の根からの道州制。あまり肩ひじ張らないで、地域から自然発生的に出てくるような、そういう道州制の取り組みが必要でないかというご提案でございますけれども、ただいまのご提案に対して自由にフリーディスカッションをお願いしたいと思いますけれども、谷委員、いかがですか。

○谷委員:

私も2回ほどですが、そのワーキングに出させていただいて、辛口と賛同するところなど、いろいろと意見を述べさせて頂きましたが、最後はやはり1歩踏み出そうではな

いかということで今日の提案になったところです。

さて、昨日私のところに軽度発達障害の小学生を持つお母さん方4人が自分たちの活動の件で相談に来ました。全国的に見ても、軽度発達障害は6%程度もの子供達がいると言われています。そのお話しの中で、若いお母さん達が、学校教育のことに触れ、文部科学省と厚生労働省の制度におかしいところがあると、ここから始まるわけです。日頃の育児の中で、国の省庁の連携や仕組みに疑問を抱いているようであり、一般のお母さん方が何でこんなことを知っているのだらうと思うぐらいの知識を持っているのです。

このような懇談の中、話しが進んでいったときに、「ところでお母さん方、道州制という言葉聞いたことありますか」と聞いたら、「何ですか、それ」と。これが道民の一般的な情報認識であり、知識ではないかと思うわけです。

そこで、道州制について簡単に説明をして、道州制特区というのを今北海道で進めようとしていて、国もそれを制度化しようとしているのですが、もしこれで、みなさんが活動している軽度障害の子供達の様々な問題を解決するための一つの制度ができたら、どうですか」と言いますと、「それはとても関心を持ちますよね」と。そういうことだと思うのですね。

このような身近な課題を、道州制特区による制度改革とか権限移譲によって解決していくために、今回1歩踏み出すことが大事ではないかと思えます。その際、道州制特区というのは、あくまでも方法論の一つであることを説明しなければなりません。

国は構造改革特区とか地域再生計画の中で規制緩和などがすでに取り組みられています。

例えば、有償で地域のタクシーを行うことが認められ、これはもう全国において、恐らく構造改革特区として一番多い認可事業になっているのです。さらに、もう一つ今進んでいるのは、農家の人たちがどぶろくをつくって、そして商品にしようとしているものです。

こういう話をしますと、「このような取り組みは本当に地域の資源の活用とか身近な生活の中からアイデアが生まれて、地域の活性化になりますね」、あるいはまた「地域の課題解決にもなりますね」ということが、初めてそこでわかるわけです。ですから、そのような身近なことを、市町村の職員とか地域のリーダーや経済団体の方々が、少しかみ砕いて地域の住民の方々に指導したり伝えたりしていくということが大切なことだと思います。

それで、今回日置さんから提案ありました「道州制の芽、発見」についてですが、まず、私なりに道州制というのを意識するとこのように表現するのではないかと思います。これについては、旭川の意見交換会でお話ししたところですが、道州制というのは「国際社会における北海道の自立」と表現するのです。北海道の自立というのは、実は人間力と地域力をつくっていくことにあります。地域力をつくるときに、権限を少し規制緩和したり、あるいは移譲したり、あるいはまた、いろんな補完機能を進めていける行政

能力を高めていったり、こういうことによって最終的にはコミュニティ力が高まっていくのではないのでしょうか。そして、それにより北海道の自立というのができ上がってくるのです。

そこで、このような説明を何かの形でできないかなと思っているのですが、例えば漫画によって表現することが一つの方策だと考えます。ここにあるのは高速道路のブックレットなのですが、子供たちが見て「面白いね」と感じる事が大切です。そして、後半はちゃんと道州制のデータが載っていることがポイントであります。このブックレットは高速道路の事ですから少々違うのですが、しかし考え方は同じだと考えています。これについては行政がつくるのではなくて、民間の有志でつくりながら、そしてお金を出し合って、例えば南山さんのところには50万ぐらい出してもらうとかいう具合にしながら、資金を積み重ねて道民自らこのようなものをつくり上げ、道州制の課題も含めて問題提起していくことが必要だと思います。

そういう意味では、大きな枠組みで制度的につくる道州制の特区と、もう一つ北海道スタンダードとして全国の地域で真似をすることができないようなものをつくっていくというものも求められてくると思います。過去に、「敬老の日」というのは、年寄りの日と言っていました。これは、滋賀県の小さな村の若い村長さんがつくったのですが、この年寄りの日が後に滋賀県に広がり、そして現在全国に広がりまして、年寄りの日から老人の日になりました。さらに21世紀に入ってから、ハッピーマンデーになったわけなのですが、このように一つのスタンダードが全国に広がるものと、北海道から生まれたものに真似のできないものをつくっていくなど手法はいろいろあると思うのです。

それともう一つ、小さな芽をつくり上げていくということも一つの方法論ではないかと感じています。ですから、先ほど南山さんが言ったように、道州制がよくわからないという方が多いわけですし、先に述べましたように、背景は地方分権一括法からスタートして、もう地方にいろいろな意味で自立を求められている時代ですから、私たちがここで1歩踏み出していかなければ、北海道も市町村も、そして地域も変わっていかないということだと思います。

ですから、この道州制特区だけがまちづくりの方法論ではないわけですが、いわゆる方策の中の選択肢の一つであるということです。

そういう意味では道州制の芽事業というのを私自身も何とか育みながら、北海道の人たちに少しでも伝えてあげることができればと思っています。

#### ○稲村委員：

きのう、旭川のデパートの前で、旭川で市長選挙の前哨戦をやっていて、国会議員が上に乗っていて、道会議員が乗っていて、市会議員が乗っていて、市長さんの候補が乗って、民主党さんのマニフェストには道州制賛成と書いているはずなのだけれども、党首は道州制反対と言っている。

そういうことを考えたりしたら、道州制を選挙の道具になんかされたらとんでもない話

で、北海道はやっぱりみんなで改革して変わっていかなければいけないわけで、事実として底辺からやっていかねばならないことは本当だけど、この仕事を本当にやる気だったら、まずこの道民会議で選ばれた人間、私みたいなものもいれば南山さんみたいなもの、井上さんみたいにすごい人がいらっしやる。こういうところで論議されたことを基礎にしながら、知事にはやはり、道庁には有能な副知事を初め幹部の方がおられるのですから、道民の声を聞いた上で決断をしてもらって、やはり道州制、これは国が道州制を国会で通すというのですから、後から走っていくのではどうもならないです。通すときに意見をしっかりと行って、やはり北海道のありようというものを持っていかねばならないので、強烈なリーダーシップをもってそれに果敢にぶつかってもらう。我々がそれを支える。そして決まったことに対して我々は道民にそのことを理解させるために努力をする。今、その時期に来ているのではないかと思うのです。

今から一つ一つ説得して、この180の市町村と業界全部に了解を受けて、みんなの意見を聞いてといたって、今、私は1回目の道州制の会議に、実は道州制のようなことはどこの企業も今もう、知事がそうだよねと言ってくれたのは嬉しかったのですが、企業は昔からの経営の仕方なんていうのは完璧に変わってしまって、構造が完全に変わってしまって、もう道州制以上の大変革を民間は行っている。リストラもやった、そのために失業者も増やしたかもしれないけれども、企業はやはりこの苦しい中で改革をして、生存して、今何とか新しく旅立とうとしているのです。その意欲というのは、今道内で新しい芽を出そうということでみんな頑張っていますし、そこで働いている人たちは、その体験を全部しているのです。ですから、これは企業だけでなく、道民みんながわかっていることで、知事が訴えかけるあの道州制をなぜみんなわかるのかといったら、みずから大きな変革を体験しているからだとは私は思っているのです。ですから知事の道民に対話で訴えかける、あの言葉というものは、自分の体験に置き換えてみんな聞いていると思うのです。今回の道州制のことについては選挙が終わったらすぐに大きな争点になるのだらうと思います。知事会とかいろいろなところで論議して、道州制の問題について道としての腹づもりというのを、骨格を持って上京しなければならないことが多くなるのだらうと思うけれども、やはりそれだけの権限と決意を持って、知事に行ってもらう。我々はそこをきちんと踏まえた上で論議していくということを考えておかなければ、もう今からトントンと地方出歩いてということ、それもやりながら、実はもうリーダーシップをとってやってもらおうということを考えていくべきだと私は思います。

#### ○北委員:

先ほど私お話しさせていただいた、地域の話ありましたように、道道の維持・除雪を町にモデル委託してもらおうということは、我が町だけでなく、石狩川を挟んで浦臼町にも関連あるので一体的にやろうと、こういうことです。そこで実は昨日、私どもの町議会が行われておりますから、議会からも質問が出まして、非常にいいことだと。今言いましたように、身近なところに行って、身近なところで自己決定できるし、参加行政の最

たるものだと。そしてどのような除雪をして、町道と一体的にやるということはすごくいいことだと。石狩川を挟んで奈井江大橋があるのですが、そこで浦臼側から新しい提案が出てまいりました。過疎地における定期バスを一体的にやろうと。道道をそういうふうになって一体にやるのなら、次から次へ発展が積み上がっていくのです。ですから、やはり身近なところに権限・財源を移行していただくということの中で、コミュニティをきちっとしようと。

その中でつながってくるのが医療連系なのです。医療をどうする、その両町で地域医療を守るためにどうしていくか。そのバスをきちっとそういうところに走らせましょうと。足を確保しましょうと。これは両町ばかりでなく地域全体が、それが先ほど言った非常に財政状況は厳しい、そのコスト削減に結果としてなる。そうなのです、大きく違ってくるのです。我が町だけでやっているよりも、一体的に地域全体でやったものは。こういうことが今前向きに進められようとしております。一つのことをどんどんつながって行って、それが住民の中におりていくと、住民の中の発想となって、今話が出たように出てくる可能性が非常にある。福祉の分野だってどんどん広がっていく可能性があると思いますから、私は自信を持って、この皆さんの議論は決して無駄でないですよ。物すごく私も勉強になったと思います。そういう中で私どもは、市町村長の責任を持ってこの実行に当たらなければいけないなど、こういうふうに思っております。

#### ○谷委員:

それについて、具体的なお話しをさせて頂きたいと思いますが、これについては行政だけの責任ではなくて、民間事業者にも責任があるのです。ですから、民間事業者からそういうような横連携をつくれる仕組みづくりというのが、これから必要だと考えます。例えば下川町では現在6社の建設業と運輸業で除雪と排雪だけの事業協同組合をつかって、国道、道道、市町村道、それから民間の周辺施設などを担う受け皿をつくり、この冬からスタートすることになりました。民間の受け皿がしっかりとできてくると、今度は制度とシステムが変わってくるわけです。このようにして、効率化、あるいはまた経費の縮減というのを進めていくべきではないかと思えます。しかし、多くの地域では行政任せになっているのであります。

ですから、これらのことについては、当然道州制特区だけに委ねるのではなくて、民間や行政が知恵を出しながら、このような仕組みづくりをしていくというのが、今後はさらに大切なことではないかと感じています。

少々、補足をさせて頂きました。

#### ○稲村委員:

北見で大雪が降ったとき、道北の市町村では事業者の方が除雪の機械を全部北見に持っていったのです。旭川での大雪のときも同じです。事業者はみんな持ってきて、みんな協力したのです。これはだれも請求しなかったですよ。不思議なもので、困ってどうにもならないときは、みんな助け合うのです。後で請求書なんか出さない。みんな、そ

れやめようやと言って出さなかった。

○北委員：

そのとおりだよ。全部同じで。

○稲村委員：

病気の人なんか、もう関係ないと思う。それこそ特区があつて、みんなそういうものが一体化でやれるような世の中にしなければ、これから北海道やっていけませんよ。

○北町長：

道は道、町村は町村で発注するなんて、そんな時代でない。

○稲村委員：

やっぱりせつぱ詰まってそうなってきたら、みんなやりますよ。火事になってみなさいよ。火事になって、隣の町大火事で、消防車遊ばせて黙っている町なんか一つもないですよ。みんな応援しに行きますよ。これはもう当たり前です。北海道でも機運はちゃんと出てきているので、逆にこだわっているのは意外と本庁の出先機関なんかで「ここはなくなるのではないか。」なんてよく言う。当事者意識が薄い。

私なんか、本当に「何とかならんか」とか言って、みんなから来られるのだから。「何とかならんわな」「そんなこと言ったら、あんた方終わりだぞ」なんて言うと、ちょっときつい話になるのだけれども、やっぱりその程度の話で、私のところに来るといのはよっぽどひどいので、だから、やっぱりこれは進めなければだめですよ。そういうものに負けておったら、北海道は絶対よくなるもの。

○太田部長：

湯浅委員、どうですか。

○湯浅委員：

私もいろんなことをこの時間で聞かせていただいて、まず日置委員の提案には大賛成と、そんなふうに考えています。

最後の意見になるので、まとめて言わせていただきますと、私はこの1年間は無駄にならなかったと思います。実は道州制のことを何も知らなかった私が、先日の釧路の意見交換会に出させてもらって、道州制の仕組みの話を理解できるぐらいまでに成長できたのは、まず知ることからだと思うのです。それがどんなに身近な問題かということ、自分の立場としても感じられること、そこまで意識が変わっていくことがこの道民運動だというふうに思うのです。ですから、この1年間の会議やこれまで開催された意見交換会などから、足りない部分をしっかりとみんなで考えて意見を出し合えば、大丈夫だというふうに思ったのです。

この芽発見事業を聞いたときに、あらためてあらゆる角度からやる必要があるのだなということを感じました。きょうの南山委員の意見を聞いてもそう思ったのですけれども、今まで足りなかった部分を総括してみんなで知恵を出し合い、まずは身近な提案として芽発見事業で、まず身近な自分たちの暮らしにつながっていることだということ

知ってもらおうこと。そして今は、そのことにもうちょっと後押しすればできるという身近な例を、この芽発見事業でコーディネーターが後押しする仕組みをつくること。そして、一番大事なかなというふうに思ったのは、やはり市町村が自分たちのビジョンを持つことはとても大事だと思います。それは私たち一人一人が自分で考え責任を持つことに始まり、市町村が考えることと責任を持つことになり、この道民会議の最初に感じたように、この「北海道」がどんなビジョンを打ち出してこの道州制を進めているかを常に発信する、繰り返し繰り返し伝えることだと思うのです。だから、自分たちがビジョンを持つことと、市町村がビジョンを持つことと、北海道がビジョンを常に発信してくれることは、常に自分の身に置きかえられることなので、それを欲張っているかもしれないけれども、道民運動というのは一遍に解決できる問題ではなくて、繰り返し繰り返し伝え考えながら成長していくものだというふうに思います。

最後に、芽発見事業は是非モデル的にどこかで、できれば日置さんのところでも実現させてもらって、それをメディアやホームページやいろんなところでどんどん発信してもらい、こういう動きになっているということを伝えてもらうこと、それもすごく大事だというふうに感じました。

そして、先日の意見交換で足りなかったと感じたことを一つ言わせてもらうと、釧路の参加者は、いろんな立場の方たちの中でも議会の方が多かったように感じました。私、そのときに、なぜ市町村長の方たちも出てこられなかったのかなと不思議に思いました。やはり道州制は自分たちの町や村にかかわることだということを実感して、一般の方たちと共に聞いて、そして今道州制に動こうとしている道に意見を言いたいというところまで行ってほしいなというふうに感じたのです。副知事が市町村長の方たちには別の形でやっていますとおっしゃるのだけれども、私は同じテーブルにいろんな立場の人が参加する方がいいと思うのです。いろんな人が意見を出し合うことで、違う意見があるということを感じること。私は立場が違うので、このテーブルを囲んでいる方たちの意見にも、疑問を持つこともいっぱいあるし、でも賛成することもいっぱいある。それが意見を出し合うことの意味だと思うのです。この意見交換で道州制を伝えるときは、決して言葉だけではないということをおっしゃる、そこは同じなのだから、いろんな立場の人がそこの場に参加できるような、そういう問いかけ、呼びかけをしてほしいなというふうに思って、意見交換を終わらせてもらいました。でも、今日のお話を聞いて、今年1年に私はすごく楽しみになったのです。是非これからもいろんな意見交換に参加して、意見を伺えればいいかなというふうに感じました。以上です。

○太田部長：

貴重なご意見ありがとうございました。

議題2も議題1に関連しての意見交換となった感がありますけれども、時間も押し迫っておりますので、議題2についての意見交換はこの辺で終わらせていただきたいと思います。

それで、最後の議題でございます「道民への発信について」でございますけれども、これは先ほど事務局の方からご説明申し上げましたが、資料4でございますけれども、いろんな仕組みを通じて特区を、道州制を目指していくということでございますが、道民会議のこれまでの議論につきましては、これは本年度中に記録集として取りまとめる予定としております。道民の方々に対するメッセージ性を強く打ち出した記録集となりますように、この中身、内容あるいはスタイルにつきましては、是非有志委員の方々で検討していきたいなというふうに考えております。こういうご提案でございます。これにつきまして、何かご意見等がありましたら、ご発言をいただきたいと思っておりますけれども。

○南山委員：

それはこれまでにあったことをまとめると……。

○太田部長：

ええ。これまでの議論を……。

○南山委員：

第1回から今日の第4回までの。

○太田部長：

地域意見交換会の分も入ります。

○南山委員：

この場の議論だけでなく、例えば先ほど井上先生からお話しがあったような懇談会の議論も入るのですね。

○井上委員：

先ほど日置委員あるいは湯浅委員の提案されたこと、あるいは私も1回は集まりに出ているのですが、あと湯浅委員の方でまとめられたことというのは非常に説得力あるなと思うのですが、今の3番目のところ、あれは要するに日置委員のところで提案された、こういった活動をするとかいう場合に、やっぱり役に立つような形を一番念頭に置いてやっていただければなというふうに思うのです。単純に委員の発言録のような形で、だれだれが何を言ったかということを書かされているよりは、もう少し論点が整理されて、そしてそれぞれのいわゆるコーディネーターの人たち、あるいはそうでない人たちが住民の皆さん方と道州制について議論していく場合に、それが十分効率的・効果的に生かせるような形で、できれば今の時代は北大の経済学部の中にも漫画の本がたくさんあるのですけれども、漫画とかイラストだとかいうようなことをふんだんに使ったような形で、だれにもわかりやすいということで、使う目的、あるいはつくる目的、さらにだれがそれを読まれるのか、使われるのかということの対象だとか、というようにところを明確にしてやっていただければ、非常にこの1年間は無駄ではなかったということですから、是非前向きにそれが道民の方々に理解していただけるような形になればいいなというふうに思います。

○太田部長:

貴重なご提案ありがとうございます。

○南山委員:

我々の中にも現場でも、一つの事柄についてああいう意見こういう意見、必ず違った意見がありますよね。両方の意見を並べて、皆さんの考えるヒントになるようなものにしていただきたいと思います。

○北委員:

一つだけ。さっきから話してしつこいようで申しわけないのですがけれども、例えば奈井江と浦臼というのは、道道等も非常に興味持って問い合わせが非常に多いものですから、是非そういう事例の内容を書いて、財源と権限はここまでいくのだよと。そして住民もこれに参加しているのだよと、一体的にやるのだよということもちょっと詳しく担当のものから聞いて、それを住民からも聞いていただいて、その意見も是非載せていただきたいと思います、こう思います。

○太田部長:

あとよろしゅうございますか。まだまだ本当は時間があれば意見交換をさせていただきたいところでございますけれども、そろそろ時間もまいりましたので、最後に知事から一言ご挨拶をお願いします。

○高橋知事:

改めまして、冒頭30分ぐらい遅れてまことに申しわけございませんでした。

議論を聞かせていただき、また私なりに、後から考えたら若干ずれていた発言だったかなと思いつつも、発言もさせていただいて、本当に有意義なひとときを過ごさせていただきました。

最後の道民会議の議論の発信ということについて、是非中身の取りまとめを正確にやるというのは我々行政官もできるのですが、何というかスタイルというか、みんな読んでくれるような形にするために、是非またこの有志委員の方々のお知恵をいただければと思います。

と申しますのは、日置さんの資料3-4ですか。これは私、感動しましたね。「道州制の芽を育て、地域の主権の森をつくる」。こういう発想って、あまり頭の固い人間にはできないと思うのです。これは絶対これからのいろんな講演でも使わせていただこうと思うのですが、こういう本当に普通の、子供たちだってこれ入っていけるイメージですよ。そういったことで、この道州制という3文字熟語、難しそうなのだけれども、実は我々の身近なことなのだとすることを道民の方々にご理解いただけるような、そんな形に持っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○太田部長:

長時間にわたりありがとうございます。本日の会議はこれで締めさせていただきます

すが、この皆様方のご協力で4回開催をしてまいりました地域意見交換会でございますけれども、あと2圏域、網走と十勝を残してございます。この2圏域での地域意見交換会につきましては、日程が決まり次第、またお知らせをさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、次回以降の会議でございますけれども、今年内もう一回開催させていただきたいと考えておりますので、また詳細につきましては、委員の皆様方といろいろ詰めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

本日は長時間にわたりまことにありがとうございました。